

## 7. 織物地等の「地もの」の場合

織物地、網地、レース地、合成樹脂地等のような、いわゆる「地もの」で、平面的なもの（一枚構造の厚さの薄いもの）の場合は、表面図及び裏面図を表します。

また、「地もの」の意匠は、ほとんどのものが形状または模様が繰り返し連続しますから、そうした連続するものを表す場合は、「長尺物」と同様に、「連続する状態が明らかにわかる部分」だけについて図面を作成します。（様式 6 備考 13）

なお、「連続する状態が明らかにわかる部分」は、一方向（上下または左右方向）にのみ連続する場合と四方（上下及び左右方向）に連続する場合があります。

### 7.1 一方向（上下または左右）にのみ模様が連続する場合

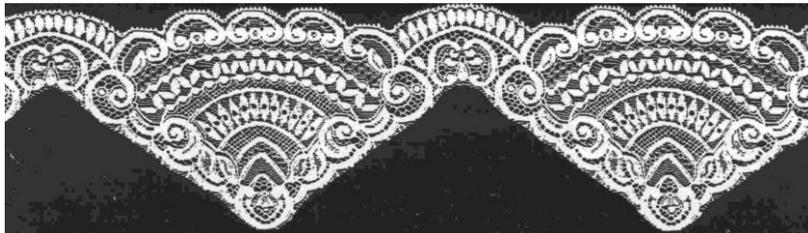
一方向にのみ連続するもの場合の表し方は、前項の「長尺物」の(2)形状または模様が繰り返し連続する場合と同様に、連続する方向については繰り返し連続する状態が明らかにわかる範囲（少なくとも模様の最小の単位の1単位半から2単位程度）を表せばよいことになっています。ただし、作図については平面的なものですから、表面図、裏面図となります。また、願書の【意匠の説明】の欄には、「この意匠は、表面図において左右にのみ連続するものである。」等と記載します。

〔図 3.7-1〕一方向に模様等が連続する「地もの」の例

【意匠に係る物品】細幅レース地

【意匠の説明】この意匠は、表面図において左右にのみ連続するものである。

【表面図】



（注）上記写真は、図面代用見本を意匠公報掲載用に撮影したもので、実際の図面代用見本の出願の様式とは異なります。なお、上記図面において、矢印、1単位等の記載は説明のためのものです。実際の出願図面を作成する際には記載しないでください。

## 7.2 四方（上下及び左右方向）に連続する場合

四方に繰り返し連続する場合の図は、前述の 7.1 一方向（上下または左右方向）にのみ連続する場合の表し方において、繰り返し連続する状態が明らかにわかる範囲が、一方向だけでなく、それと直角の方向についても表すように作図します。つまり、上下及び左右方向のそれぞれに、少なくとも模様の最小の単位の 1 単位半 から 2 単位程度表れていることが必要です。なお、模様についての「単位」には、「地模様」または「地（模様のない部分）」も含まれることに注意してください。

【意匠の説明】の欄には、上下及び左右方向へ連続する旨の記載は不要です。これは、「地もの」の性質上、当然四方（上下及び左右方向）に広がりを持つものと考えられるからです。ただし、【意匠に係る物品】が繰り返し連続することが当然と考えられない場合は、上下及び左右方向へ連続する旨を記載します。

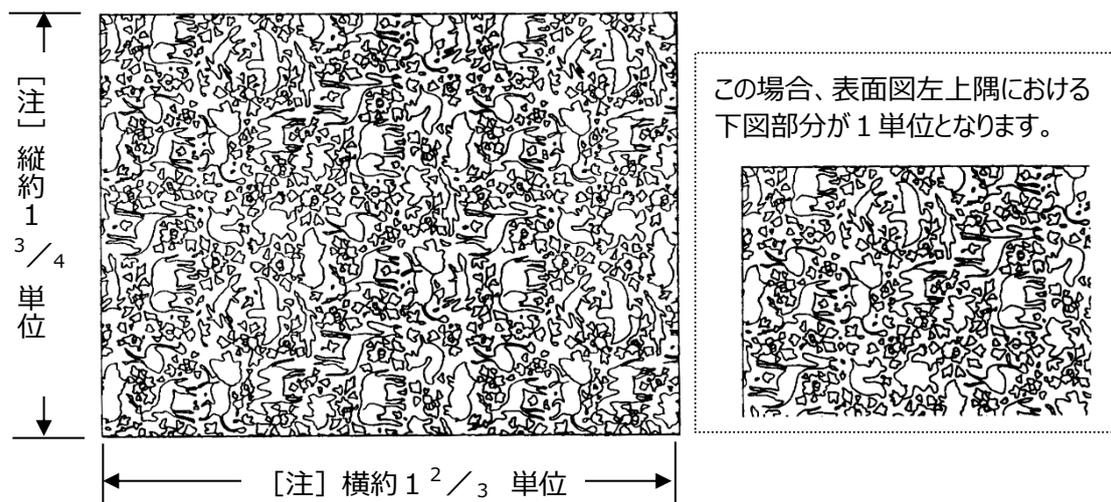
また、図面、図面代用写真または図面代用ひな形による出願の場合は、図面等において表した部分の大きさ（図示等した部分の実際の大きさ）を願書の【意匠の説明】の欄に記載します。これは、この種物品においては、意匠の理解において模様の大きさが重要であり、一部を図示する表し方では大きさを推定できないからです。

〔図 3.7-2〕四方に模様が連続する「地もの」の例

【意匠に係る物品】皮革地

【意匠の説明】図面中に表した部分の大きさは、縦 6.2 cm、横 8.5 cm である。

【表面図】



（注 2）上記図面において、矢印、[注] 等の記載及び枠内の図は説明のためのものです。実際の出願図面を作成する際には記載しないでください。

### 7.3 繰り返し連続する模様的一部分について意匠登録を受けようとする場合

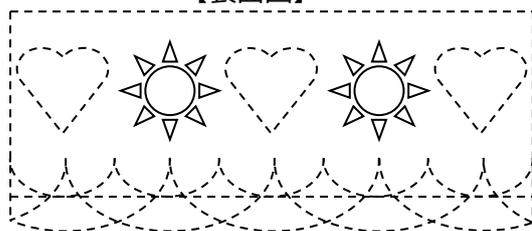
いわゆる「地もの」において、繰り返し連続する模様の単位中の一部分を意匠登録を受けようとする部分とする場合についても、前記の模様が繰り返し連続する場合の全体意匠と同様に、意匠登録を受けようとする部分の繰り返し連続する状態が明らかになるように表します。（模様が繰り返し連続する状態が明らかに分かる部分だけについて表す作図方法（様式 6 備考 13）は、模様が繰り返し連続する態様の意匠を表すものですから、当該作図方法で表す場合には、模様が繰り返し連続する状態の部分としてその態様が明らかになるように表します。）

〔図 3.7-3〕一方向に模様が連続する例

【意匠に係る物品】細幅レース地

【意匠の説明】この意匠は、表面図において左右に連続する。実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。図面に表した大きさは、幅 3 cm である。

【表面図】



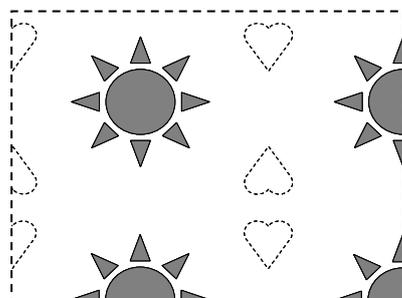
（注）意匠登録を受けようとする部分が分離した態様ですが、同一模様が繰り返し連続する態様であるので、当該各部分は相互に形態的な一体性があり、一意匠になります。  
（意匠審査基準第Ⅱ部第2章 2.2 参照）

〔図 3.7-4〕四方（上下及び左右方向）に模様が連続する例

【意匠に係る物品】織物地

【意匠の説明】実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。図面に表した大きさは、縦 3.5 cm、横 5.0 cm である。

【表面図】



（注）意匠登録を受けようとする部分が分離した態様ですが、同一模様が繰り返し連続する態様であるので、当該各部分は相互に形態的な一体性があり、一意匠になります。  
（意匠審査基準第Ⅱ部第2章 2.2 参照）